

# 地域日本語教育スタートアッププログラムの選考方法について

文化庁国語課

## 1 書類審査

選考に当たっては、提出された応募書類に基づき書類審査を行う。

書類審査は、文化庁に設置する「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業企画・評価会議（以下「企画・評価会議」という。）の各委員が、下記の審査項目について、次の得点基準による5段階で審査する。

企画・評価会議の各委員が審査した各審査項目の合計の平均を当該企画の得点とする。

### （1）審査項目及び得点基準

#### ① 審査項目

##### 【1年目の団体について】

- ・ 地域における日本語教育の実施の必要性
- ・ 地域における日本語教育の実施に向けた検討体制の妥当性
- ・ 日本語教室の設置までの3か年計画案の具体性

##### 【2年目の団体について】

- ・ 計画の進捗状況の適切さ
- ・ 1年目の成果の充実度
- ・ 日本語教室の設置までの2か年計画案の具体性

##### 【3年目の団体について】

- ・ 計画の進捗状況の適切さ
- ・ 2年目の成果の充実度
- ・ 日本語教室の設置までの1か年計画案の具体性
- ・ 日本語教育事業の地域における安定的な実施に向けた計画の具体性

#### ②得点基準

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 大変高い                    | 5点 |
| 高い                      | 4点 |
| ある程度高い                  | 3点 |
| あまり高くない                 | 2点 |
| 高いとは言えない                | 1点 |
| 審査の対象となる項目として認められる内容がない | 0点 |

### （2）書類審査における選考

書類審査において、企画・評価会議の委員の半数以上が0点とした審査項目が1つ以上ある企画については、不合格とする。

## 2 企画・評価会議における選考

書類審査を経た企画については、企画・評価会議を経て選考する。

企画・評価会議においては、得点の高いものから地域の実情等を総合的に判断し、予算の範囲内において選考する。

### 3 企画・評価会議委員の遵守事項

#### (1) 利害関係者の排除

申請された事業内容と利害関係がある企画・評価会議委員は、事務局にその旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととする。

#### (2) 利害関係の範囲

- ① 企画・評価会議委員が、申請する団体に所属している場合
- ② 企画・評価会議委員が、申請する団体から謝金・給与等の報酬を得ている場合
- ③ 企画・評価会議委員が、中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合  
(企画・評価会議委員が、申請する団体において外部有識者として関与しているなど中立・公正に審査を行うことが困難と認められる場合等)

#### (3) 秘密保持

企画・評価会議委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請する団体の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはならない。また、企画・評価会議委員として取得した情報（企画提案書類等の各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければならない。